

報告第 4 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 専決処分年月日 | 令和 6 年 12 月 3 日 |
| 2 | 損害賠償額 | 160,959 円 |
| 3 | 相手方 | 市内在住者 |
| 4 | 事故の概要 | 令和 6 年 10 月 2 日午前 7 時 30 分頃、市内田島 1656 番 8 付近の広域農道小田原中井線において、道路上に張り出した樹木の枝が折れて落下し、走行中の相手方車両のボンネットを破損させた。 |